



令和6年第8回総会

会 議 録

期 日 令和6年8月27日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和6年第8回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年8月27日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	40	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	41	農地法第3条許可申請について
4	42	農地法第5条許可申請について
5	43	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和6年第8回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。6番園田委員、7番原田委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第40号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号71号から75号までの合意解約は、〇〇〇〇さん外5名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外7名です。

解約面積は畑が19筆で、36,944㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号71号から整理番号78号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件で所有権の移転に関する申請です。
整理番23号の申請地は、
美山町〇〇番，畑，775 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，88歳，立神本町にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，74歳，桜山本町にお住まいです。
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。
申請地については5ページに掲載してあります。
申請地は自然花より南側に位置します。
整理番号24号の申請地は，
東鹿籠字横建〇〇番，畑，509 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，60歳，薩摩川内市にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，49歳，道野町にお住まいです。
譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。
申請地については7ページに掲載してあります。
申請地は桜ファームより南側約〇〇mに位置します。
整理番号25号の申請地は，
妙見町〇〇番〇，畑，68 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，63歳，鹿児島市にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，82歳，鹿籠麓町にお住まいです。
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということでもあります。
申請地については9ページに掲載してあります。
なお，東側の妙見町〇〇番の宅地も同時に取得する計画です。
申請地は中村公民館より南西側約〇〇mに位置します。
整理番号26号の申請地は，
あけぼの町〇〇番〇，畑，1,166 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，78歳，大阪市にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，90歳，白沢東町にお住まいです。
譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。
申請地については11ページに掲載してあります。
申請地は枕崎天文台より南側約〇〇mに位置します。
整理番号27号の申請地は，
まかや町〇〇番〇，畑，486 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，80歳，まかや町にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，26歳，南九州市にお住まいです。
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。
申請地については13ページに掲載してあります。
申請地は真茅墓地より南側約〇〇mに位置します。
以上，説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号23号並びに24号について、原田委員をお願いします。

7番（原田委員）整理番号23号について報告いたします。

7月26日に譲受人立ち合いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、小園集落に居住する農家で、ほぼ毎日、木口屋集落で農業に従事しております。

譲渡人は、立神本町に居住し、無職です。

譲渡人は譲受人の兄です。

申請地美山町〇〇番地は、NPO法人自然花の南側です。

現在果樹園になっています。

申請地の東側、西側、北側は畑、南側は道路になっています。

10年ほど前から、譲受人が栽培していて今後も耕作していくとの事です。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

続いて、整理番号24号について報告いたします。

8月14日に、譲受人の立ち合いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、道野町に居住しているお茶の専業農家です。

譲渡人は、薩摩川内市に居住しています。

東側、北側は茶園、西側、南側は公衆用道路です。

譲受人が15年ほど前から茶園として耕作しています。

取得後も茶園として耕作する予定です。

本件の権利取得により周辺の農業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 整理番号25号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号25号について報告いたします。

8月9日に譲受人の妻、〇〇〇〇さん立ち合いのもと、現地調査を行いました。

今回の申請は、鹿児島市喜入町在住の〇〇〇〇さんから売買により購入するものです。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は保全管理された畑で、東側、西側、北側は宅地、南側は保全管理された畑になっており、家庭菜園を行うとの事です。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号26号について、白澤千恵子委員をお願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号26号について報告いたします。

8月12日に譲受人、立ち合いのもと現地確認を行いました。

譲受人は、白沢東町に居住する農家です。譲渡人は譲受人の従弟に当たります。位置関係は事務局のとおりです。

申請地は甘藷畑で、西側が公衆用道路、東側、北側、南側が畑になっています。譲受人は高齢ですが、手伝いをもらいながら、甘藷の栽培を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号27号について、俵積田広昭委員お願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号27号について報告いたします。

8月16日に譲受人の妻、立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は、南九州市に居住する茶農家です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は保全管理された畑で、東側が市道、西側と北側が畑、南側が畑と宅地になっています。

権利取得後は家庭菜園を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号23号から27号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号7号の申請地は立神北町〇〇番、畑、203㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのこと

です。申請地は、16ページに掲載してあります。

申請地は南海自動車学校より西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は203㎡で問題のないものと思われます。

建物は平屋建て、境界より0.8m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号8号の申請地はまかや町〇〇番、畑、606㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は農家住宅とで倉庫です。

申請事由は、「現在借家住まいの為、申請地に農家住宅を建築し、耕作・管理をするために倉庫も建築したい。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

真茅墓地より南側約〇〇mに位置します。

申請地は第1種農地と判断されますが、申請地より概ね50mの接続距離で真茅集落に接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、農家住宅で、農業用倉庫を設置します。

農家住宅への転用にあたり、農地境界から3.14m控えて平屋建てとして日照通風等支障を及ぼさないよう措置し、排水を合併浄化槽で処理後、東側側溝へ排水する計画です。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号7号について、白澤千恵子委員をお願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号7号について報告をします

8月16日に俵積田広昭農業委員・白澤敦行推進委員・事務局の新屋敷さんと、建築業者の〇〇さん、立ち会いのもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地は保全管理された畑で、東側、南側が畑、西側が公衆用道路、北側が宅地になっています。

境界にはコンクリートブロック積を施してあり、隣接する農地には被害を及ぼしません。

生活排水は下水道、雨水については、西側側溝に放流します。

その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号8号について、俵積田広昭委員お願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号8号について報告をします

8月16日に白澤千恵子農業委員・俵積田正康推進委員・事務局の新屋敷さんと、譲受人の妻、立ち会いのもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りです。

申請地は保全管理された畑で、東側が市道、西側と北側が畑、南側が3条同時申請の畑になっています。

境界にはコンクリートブロック積を行い、雨水については、東側側溝に放流します。

その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号7号及び8号の2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第43号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、18・19ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号108号から123号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外15名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外21名で設定面積は、畑が34筆27,332㎡、樹園地が6筆4,750㎡、合計40筆で32,082㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号108号から123号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第43号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 20 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 園 田 和 寛

会議録署名委員 原 田 克 子